

役員等の報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人野村マネジメント・スクール（以下、本法人という）の定款13条第3項及び同第31条並びに同第32条第5項の規定に従って、常勤の役員に対する報酬の支給及び評議員及び役員並びに顧問（以下、役員等という）に対する職務遂行費用の支払いについて定めることを目的とする。

(報酬の定義)

第2条 この規程における報酬とは、本法人が常勤の役員に対し、役員としての職務執行の対価として支払うものをいう。

(報酬の種類)

第3条 報酬は月例報酬のみとし、賞与その他の臨時報酬及び退任時における慰労金等の名目の一時金は支給しない。

(報酬の金額)

第4条 常勤の理事に対する報酬の金額は、代表理事は月額120万円、代表理事でない専務理事は同110万円、専務理事でない業務執行理事は同100万円、業務執行理事でない理事は同90万円とする。

2 常勤の監事に対する報酬の金額は、月額90万円とする。

(報酬の支給と控除)

第5条 報酬は、職員給与の支給日に支給する。

2 所得税及び社会保険料並びに控除することについて本人から申し出のあった積立金等は、報酬から控除する。

(職務遂行費用の定義)

第6条 この規程における職務執行費用とは、役員等が、その職務を行うために要した費用をいう。

(職務執行費用の請求)

第7条 役員等は、職務執行費用を本法人に請求することができる。職務執行費用を請求する場合には、所定の用紙に日付、内容、目的、金額等必要事項を記載し、原則として証憑を添付して事務局長に提出しなければならない。ただし、評議員が評議員会に出席するため又は役員が理事会又は評議員会に出席するために、事務局長が理事長の承認を得て評議員又は役員のために用意した交通手段及び宿泊施設に係る費用については、上記の請求の手続きを要しない。

(職務執行費用の支払い)

第8条 事務局長は、役員等から職務執行費用の請求があったときには、理事長の承認を得て、速やかに職務執行費用を支払わなければならない。

(報告)

第9条 理事長は、毎年定時評議員会において、前事業年度における常勤の役員に対する報酬の支給及び役員等に対する職務執行費用の支払いの状況について報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成22年3月10日から施行する。

履 歴

(制定) 平成21年11月2日

(改正) 平成22年3月10日